

## 表彰規則

### 第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会は、科学技術に関する政策と経営の研究活動を活性化することを目的として、本学会の会員を対象として以下の賞を設ける。

### 第2条（賞の種類）

当学会の会長は、以下の各号の賞を表彰する。

- 一 優れた論文に対して与える論文賞
- 二 研究者・実務家・行政官の一連の研究活動に対して与える学会賞
- 三 学会への貢献に対して与える功労賞

### 第3条（審査委員会）

受賞者を選考するための会長の諮問機関として、当学会内に、論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会を組織する。

- 2 それぞれの審査委員会は、審査基準・選考方法等を定め、公表する。
- 3 表彰審査委員会規則を別途定める。

### 第4条（審査委員長）

論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の委員長は、会長により指名される。

- 2 審査委員長名は学会員に対して公表する。

### 第5条（審査委員）

論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の審査委員は、当該委員会の審査委員長により指名される。

- 2 審査委員名は非公表とするが、任期満了後に公表する。

### 第6条（論文賞・学会賞候補者の推薦）

学会員は、自薦または他薦により、論文賞及び学会賞の候補者を推薦することができる。

### 第7条（規則の見直し）

本規則の見直しが必要な場合は、理事会において審議する。

### 付則

本規則は2024年2月16日から施行する。

研究・イノベーション学会において審査委員長及び審査委員に指名された者は、本規則に基づき指名されたものとする。